百姓傳記

二

番外十冊

和書門
類 一六八四二 號
函 三三 架
冊 一四

水利農務

内閣文庫
和書
類 一六八四二 號
一四 冊
一八三 函
二 架

内閣文庫
番號 和 16842
冊數 14 (2)
函號 183 111

国立公文書館
National Archives of Japan

百性傳記二　五常之巻目録

非常の蔵書

一序
一大黒物語
一四恩物教
一九恩一言
一公事全き地獄を恨み
一仁義禮智信
一三社御供えの事
一自示天之訓
一三恩一行
一國主萬邪を

浅草文庫

百性傳記二　五常之巻目録終

百物傳記二　五常之巻序

五常とは仁義礼智信の外也五常の道ハ人ハ[illegible]
[illegible]高[illegible]同[illegible]伝[illegible]上[illegible]師人世の文学者を
師師道と[illegible]幼少より学[illegible]後[illegible]師学の外
[illegible]師[illegible]五常の[illegible]達人を師後見と[illegible]
師伝[illegible]伝[illegible]方民[illegible]
天子初春[illegible]師[illegible]秋[illegible]師伝[illegible]師[illegible]初
[illegible]四方[illegible]中[illegible]
祭[illegible]師[illegible]大[illegible]元日より[illegible]
天地四方[illegible]中[illegible]天地の[illegible]
[illegible]教[illegible]化[illegible]

百姓傳記二　仁義礼智信

仁とは世界を撫育し私なく弘く設施をお務め給ふ方人世界
に生れ人生り御心の人といひつべきものなり人と
生れ出て人道を知らざるは禽獣なり人道を知
村中おのおのその行ふ方を尊ぶべきなり親兄弟
書を和睦し親族兄弟睦まじく老
もの幼きものを慈育し子孫教へみちびき幼少
なんとなるべく耕作の業を勤めて村中のものと人家繁
昌する様にしてこの世を過るは御高札のおもむき肝
要なり世間捨てみちをよろしくなく不仁者と云へし

いもしの後ろの人を差し入れ置き一粒も中よく行のもとろを
のそく一粒を食ひ一人そをもとろをとけるゆりあおを
かるうう食をこれをんの後ろを暑のこるしをなきゆりあ
為ひ他人の一日見ぬ者ありもあくう村里あ本り炊の
乃ちかるまばたすけ給ふこと為ひする後
を仁者と云不仁者と云御世部様御役をもちくこと
とあり御奉行人も給をあ人組の中あ親兄弟あ不孝
人村へきて出ひるとあ役あ人組の中あ親兄弟あ不孝
行あを一つとわかて書あもむけ申ぐこと
家のをもをとくあてひくこと
いして必ず日本先祖代々の位牌
ひをひ死をひ一ひ

儀と云後世のあ人を立る御人後世をかとあ人あ為ひ
一天四海あ御所を安所なくあ孫
御武士義情あ
多度の命令
あ
御武士ハ平死一生の中をつ
為ひ孫ひく栄ま
ますかうるとあ
かるあ
ひるあたく人ハ一粒のうしあ
うひあ見ひく
まくく御公儀をかあ
人乃日の水を面人ひ

家なれば情なく者に成人の物欲むさるり、面物をいたしてうく
人毋ことさすかやうなる古民高敷ものをもして彼無
先祖よりゆつり受くる御田畑をなくしなく乞
毋函よりてかつ〳〵死ぬ義理を達せる古民は面のあるべく彼
よりて御公儀御記御大切なる御年貢を書
家のみをもつて毋命をつゝ御用を達し一紙の書
きつけをこひ同村友百性のいとこうする物がたく他の田
島の味をうすめず人毋うけする恩を忘れ書をかもかも
嘉ちりかを偽りなく物がいひつけ
中きうするてみをつゝ毋人毋物がひくる面は世かく
をもつて毋毋とも合銀米銭を借うり面をもつて書をひ
けるものをいへ面は一銭をもむさぼり等面用ひて元旦面をす

ゆをなくひ出すこと毋のかもいつる事法をもつる彼
儀理者云
禮云彼毋のる毋上てる御人は初春ゆりもまるを元日元旦の
彼ゆ彼の節分前日十八日十五日月ゆて彼ゆ彼佛神祭礼
ホかしゆをなくゆ上下者の民法をすして万事彼彼
彼毋をこひ者彼高彼も同言毋毋古民ゆる人先前日毋をつ毋毋
をり行水をもて豆粥毋毋をゆり彼ゆい父母の者具彼彼
村里の民神を祭彼ゆ父毋先祖書子面毋をくみをゆ彼彼の
言葉彼勤彼村中の長官毋人組をもつめて彼彼を勤る人農
の彼毋をいち民ゆをもつをゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ
やけをもて毋をきゆ毋ゆるゆ父祖人の者りも書る家毋もゆ毋
毋をもを毋日をかゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ彼ゆ

[illegible]村里ゆゑ[illegible]寺社を[illegible]数し毎月[illegible]
[illegible]民間の[illegible]
農小農家[illegible]
[illegible]一日も[illegible]
[illegible]
[illegible]

後へとも世の人々技術一切の事ども
ゑ智恵の付たく小文ホをよまず人々一合親の恩徳を
日夜忘るゝ事なく月日の日々を持て合親米穀
恩を多くゆづるゝ事なへ物の事を長者二代なり世伝ゆ
ゆゑ合わ恩ハいかゝ心を持むさしし
ゝるゝ事なへ世ゝ子孫ハ智恵さちくるゝ付ハ
世ゝ子孫ハ智恵さちくるゝ付ハ
寸地下ハ寸宝なるゝを思業ハ別一段先その能
ゝ人ゝ能業なゝ御公儀様へハ御奉公不奉公ハ
ゝ人ゝ能業なゝ御公儀様へハ御奉公不奉公ハ
業能をゝ生おのゝ長者ゝ能者ゝ古書ハ能ゝ日の実
くゝ能ゝ能ゝ能ゝ宝ハくゝ能ゝ合親を入

多恨ハ為ハ学文をハゝ一ハ民識を勤ゝ事
信ゝハ物ゝ事ハ実識をゝ物ハ為ハ
ハ事 論言行のゝ事ゝ四王様の伝ゝ
ゝ事ゝ能ゝ人ゝ能ゝ出ゝ行ゝ
ハゝ能ゝ御公儀御世ゝ行ゝ
業ゝ能ゝ毛ゝ能ゝ様ゝ御ハゝ
を伝ゝ能ゝ一ゝ伝ゝ信ゝ能ゝ
上ゝ能ゝ事ゝ能ゝ能ゝ能ゝ
ゝ能ゝ能ゝ実識ゝ能ゝ能ゝ
ゝ能ゝ人ゝ思ゝ能ゝ能ゝ
ゝ能ゝ人ゝ能ゝ能ゝ能ゝ
ゝ能ゝ能ゝ能ゝ能ゝ能ゝ

氏治宗のゆいつうの氏寺御祈願所の儀の御祈願所の儀の御祈願所の儀の

あて指すの儀を武儀郡へ申ひてしたがんきにてくらしひるの
多の山は王城のさへをまもり信教大師仏を彫つゝ五穀
延暦年中の比ようやうつゝ三十の完流をまへ天長地久国土安穏のぎ
を二六村中の比きゝ祈んある天ちく山ようゝ為せんのかいとも四海の同ある
みようて罷山ようゝ中ゆゝ生殺の大黒天神を大師の御作ゆきへざ
まゝようとるゝ橋の三枚目の板を伝きへざまゝようとる橋へも
人行はるゝ三枚目の板ゆゝ生のゝ〳〵ゝ
たゝあるゝ中賊上下の兵衛ゝ板ゆゝとの出恵ゝ私のゝ〳〵ゝ依ゝ御山富貴の
兵衛ゝよゝとゝ中賊上下共入おゝ
光ゝゝゝくゝゝゝ

まいり大こう尤をそなへ申る山門の大宮司代医おごるこゝろなく元亨
山無量の出いまゝ也と申る出家当世当ゆく高人ちゑたかく乃
ゆ一ゆすへ申り福徳ゆ祈ゝひ出光中百人八九十九人八人ち
うゝへ一大黒へ八五穀乃出信ゆ御へ申り毒ゆ人ぞくいぶ
りすいをもあらゝゝゝ祈ゝひ申ゆへ一おゆく八上自中ちくゆ法き
飯ゝ食の初尾をゝゝくゝそゆへ毒ゆくゝ奥ゆ申ゝ奥ゆとゆへく毒
食をる乃ゆ一いまゝゆゝくゝゆ信民大小ゆ指ゆ世八福徳
祈ゝくるゆ本ゝゝ乃孫ゆ寿慶ゆへ一

三社御供之事

一天照大神宮御供黒米ゆ御ゝ洗ゝ元御付御ゝくゝけゆ
あゝぶの御ゝ乃ゆ御ゝ乃ゆ一ゆ御ゆ焼ゝ出ゆ也

一春日大明神御供米三ゝ乃ゝ祈ゝ出ゆ也ゝ光も栄ゝ御ゝくゝけ干奥乃
ゆ焼物ゆ出ゆ乃ゆ乃ゆ也

一八幡宮御供米三ゝ乃ゝ祈ゝ出ゆ也ゝ光も出ゆ栄乃ゆゝくゝゆ干奥の
ゆ焼物ゆ香の物ゆ御ゝくゝゆ也

右御神ゝ八毒ゆ物の御ゆ也ゝ乃ゆゝ出ゆ壮ゆ也ゝ多ゝ行自
ゆ四の信民ゆゝ乃ゆ物へゆ出ゆゝ乃ゆ也ゝ神道の御指也
信民出ゆゝ也ゝ神代の初ゆ八ゆ毒ゆ穀ゆゝ乃ゆゝ出ゆ
御ゆ乃ゆ乃ゆ赤産場道具ゆゝ乃ゆ粒宛ゆ也ゝ出ゆ
乃ゆゝ乃ゆゝ世ゝゆ也ゝの産場道具ゆ帝道具出来當世乃
自由中ゆ一寛永ゆ年乃ゆ出医信農業ゆ出ゆ奥ゆ乃ゆ
ゆ御ゆ乃ゆ七十八ゆ乃ゆ毒ゆ米ゆゝ云ゝ乃ゆ見ゆ乃ゆ多ゝ
乃ゆ自由ゆゝ出ゆて年ゆ上自ゆ出ゆ

はじめの茶碗水乃すいしゆく洗ひ清めゆとる食べ残おそれ
ち民なるべきものなり食べ残おそれ
時あるべし清き志専一なり

四恩物語

一四恩乃事一あい天地乃恩二あい父母の恩三あい君の恩四あい
一切衆生の恩也天地乃恩あい五穀世界あ風あり
水あり一ゑ穀をたくさんせ衣服おこしらへる事迄世より出来
ぬをたのしてあ食すおのづから見出るなり春夏秋冬いたらなく
うつりかわる日月草木四土を照らすあ行はるゆあるく
ちあれるすまるく我い意あ生るの正い蓄る此天地の乃本性乃
るる恩をしすとしるすなり父母の恩乃父の恩い山より高大
一あり母の恩い海より深しとの父母なくい此身も乃なし

母懐胎をしくて十ケ月と云て十ケ月の母乃ちるをなげくかぞ
へかへ一人なるあ五歩二六時中のうちにあくゆり
くあそくくあるくいたのあ乃一世代送られる此孫ぞ
拍言あ苦代なるてゆりくあ父母限相意く孝行
を教家職をすしめるあ父母の恩筆あるひかへ一ゑ者乃
恩世あるる程乃人ゑ者の恩をしとしるは百姓町人あ
乃ゑ者を以家安をすしあ家代代乃孝行
あゆびのさ代ちのさ代あくさく孝も孝氏乃教をし四恩
那を教訓へ上ちゑ下しあるる村く里ち町くあ孝る孝氏
係ちゑ者ち特くあ正直を饒師安全ゑ徳を世苦労あ義火
るの御用ち役人ゑ人ゑ乃ゆうあ火の義元者ゑ乃ゑ
御役人を云伝すれ乃ゑ自由乃ゑ教新あ知孝孝人りあ

安きを以て後世の人おのれを御しがたい者者事は法氏のあ
れば崇敬をなし一生いつしかまつきの為の出家出世の理を以て論
一野乃赤山乃奥まで迄も帝王の為きへ法氏安居佐の山を
若乃山思へ一切衆生をして出世解脱せんが為
親鸞赤乃衆奥をうしなしたかいなるあるを以つらへ
法氏の用をつかいかびをりいまやいく人の病をなして大立い法人の
家門をたてるの乃をこしらへ高人あるべし
を以て法氏をうつ実をもめ法氏を愛く自由をさせるいこく
乃形物をりとへと色今如勧へるてもなし一まい日ばう
珍物をもとうこしへるるや衆く一人衆居く人の自由をさる
るなり一生衆生乃思へ

人間一生の指図

一人生出く七歳より十五歳まで学問をせしめ
一歳より後者は法氏の家業を学ばしめよ一度中者をもとめ初春の内
お学問をせしめ拾月お学業をなる拾ヶ月
中すべきへる朔日お思業をせ拾ヶ世るお者くまとくのうば
一日をべきへる以にをとのなくときをとうを
ば拾月お者くいそうり行付もたのべお以をくをの者
一世貧苦以のるより大黒天神乃法乃ばの法をだう
一世をなるる法氏者乃世界お也ちを氏を以をしたい秘法をへ
自示天の出出法を以をの人をお婦一宗お法をく勧る
法者

一九思一言の事別ノ儀ハ無之常ハ人間の立ノ居ノ作ノ
ハ言葉ノ儀ハ少ク義言語を多ク言ふ事ハ
ノ人ハ人ハ物ノ作ノ物ノ作ノ物ノ作ノ
気味一生人を一言ハ言ふ事ハ元慶思業ノ一言ノ
ハ出ノ事ハ走ハ物ノ作ノ人ノ作ノ
智恵ノ未ノ作ノ論ノ及ノ学問ノ
一三思一行の人ハ思ハ行ノ事ハ三度思業ノ
ノ事を思ハ出ノ作ノ作ノ
仕遣ノ後悔ノ三度ノ業ノ思ノ事ノ
ノ人ノ大切ノ技ノ作ノ

曲尺を作ノ作ノ三思一刀ノ作ノ三度ノ作ノ後切ノ
用ノ仕遣ノ作ノ古民ノ作ノ作ノ作ノ
ノ作ノ物種ノ作ノ作ノ
作ノ作ノ作ノ作ノ作ノ
業後ノ作ノ作ノ作ノ
一世話ノ云ノ作ノ作ノ作ノ
作ノ作ノ作ノ作ノ作ノ
役義ノ勤ノ作ノ作ノ作ノ
なく悪ノ勤ノ作ノ作ノ作ノ
を思ノ寄ノ作ノ作ノ作ノ
ノ事ノ作ノ作ノ作ノ作ノ
ノ作ノ作ノ作ノ作ノ作ノ

如何ようの事に重きつい死罪にあたる
一国を万邦を禁じ入るときは国中の諸民安示さと云り四
郡をよかきうへうまで一村一里の名官名目も邪欲を禁じ一郡
村里の長民を任ぜをへ一村里安示するうへ一邪欲をかけ
人を禁ずるの雑説よりなれと云第ハそこいまぐりかしりの
の者出とも麻の中ハ出ハ出ハ邪欲なるの事の事ハ
まひする地下ハの公民ハ出ハ出ハ
をまの名一の師まさく余慶ある人へ

百性傳記五常巻終

国立公文書館
National Archives of Japan